

浦情個審第 18 号

令和 4 年 1 月 24 日

浦安市長 内田 悦嗣 様

浦安市情報公開・個人情報保護審査会

会長 飯 田 稔

浦安市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 9 月 24 日付け浦建第 303 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 49 号

令和 3 年 6 月 30 日付けで審査請求人から提起された、令和 3 年 6 月 10 日付け浦建第 145 号で行った公文書部分開示決定に係る審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

浦安市長（以下「実施機関」という。）が、令和 3 年 6 月 10 日付け浦建第 145 号で、審査請求人に通知した公文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）において、審査請求人が開示すべきとする不開示部分については、浦安市情報公開条例（平成 13 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号本文前段に規定する個人情報（以下、単に「個人情報」ということがある。）に該当しないものが明らかに含まれていると認められるため、当該部分に係る処分を取り消し、本件開示請求に対し、改めて個人情報の該当性を判断した上で、開示決定等を行うべきである。

第 2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

1 開示請求

審査請求人は、令和 3 年 6 月 1 日付けで、条例第 5 条の規定により実施機関に対し、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第 10 条 1 項の規定による届出書の第 1 号様式。令和 3 年 5 月 1 日～令和 3 年 5 月 31 日分。工事対象面積が 1000 m²を超える新築・増築工事については工程表。個人が発注者のもののうち、用途が「戸建て住宅」・「居宅」・「専用住宅」またはそれらに類するものを除く」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 部分開示決定

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書を「(1)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条 1 項の規定による届出書の第 1 号様式（令和 3 年 5 月 1 日～令和 3 年 5 月 31 日分に限る。ただし、そのうち、個人が発注者のもののうち、用途が「戸建て住宅」・「居宅」・「専用住宅」又はそれらに類するものを除く。）、(2)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条 1 項の規定により届出した際に提出された工程表（令和 3 年 5 月 1 日～令和 3 年 5 月 31 日分で、かつ工事対象面積が 1000 m²を超える新築・増築工事に限る。ただし、そのうち、個人が発注者のもののうち、用途が「戸建て住宅」・「居宅」・「専用住宅」又はそれらに類するものを除く。）」（以下「本件対象公文書」という。）とし、本件対象公文書について、個人に関する氏名、印影、

住所、電話番号、工事の名称及び工事の場所の部分は、条例第7条第2号本文前段に該当するとして、「個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができる情報（不動産登記情報等の情報により特定の個人を識別できる情報を含む。）であり、同号ただし書きのいずれにも該当しないため（不動産登記又は建物滅失登記の有無については、把握しておらず同号ただし書きアの法令等の規定により公にされている情報とはいえない）」と理由を付し、工事の請負代金の部分は、条例第7条第3号アに該当するとして、「法人の事業活動に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。」と理由を付し、また、法人及び代表者の印影の部分は、条例第7条第4号に該当するとして、「印影を開示することにより、偽造等の犯罪が容易になり、被害を被るおそれがあるため。」と理由を付した上で、それぞれ不開示とし、これらを除く部分を開示する本件処分を行い、その旨を令和3年6月10日付け浦建第145号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年6月30日、本件処分を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和3年9月24日付け浦建第303号で当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、不開示とした部分のうち、工事の場所の部分について、条例第7条第2号本文前段、第3号ア、第4号に該当しない、または該当することが明確でない場合には、開示するよう求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び口頭意見陳述により審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書の要旨

特に、個人以外が「発注者又は自主施工者」となっている物件の場合、「工事の場所」が条例第7条第2号本文前段、第3号ア、第4号に該当しない、

または該当することが明確でないため。

また、非開示の理由において、「工事の場所」が「個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができる情報（不動産登記情報等の情報により特定の個人を識別できる情報を含む。）」とされているが、その根拠が不明であるため。

なお、同様の趣旨で公文書開示請求を行っている他市（千葉県各土木事務所、千葉市、船橋市、市川市、柏市、我孫子市、松戸市、流山市、佐倉市、八千代市、市原市）の全てで当該情報の開示がなされている。さらに、千葉地方法務局においては、不動産登記の受付表（地番情報含む）を行政文書開示の対象としている。これらを踏まえると、「工事の場所」を一律非開示とするのは一般的でなく、不適切であることは明らかである。

(2) 審査請求人の代理人の口頭意見陳述の要旨

ア 工事の場所が、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別できる情報（不動産登記情報等の情報により特定の個人を識別できるものを含む。）とされている点について、特に法人が発注する工事においては、土地の所有権や不動産登記の情報を意図的に入手、照合し結び付けなければ、土地所有者個人の情報が明確になることはなく、それを明らかに個人の不利益になると指摘する根拠が乏しいことから、工事の場所を一律で不開示とすることは不当と考える。

イ 工事の場所と不動産登記情報等の情報を結び付けることが、そもそも個人の不利益になるとは言えない。実施機関の弁明書では、不動産登記情報等の情報をもって、特定の個人を識別できることを問題としているが、審査請求の際に添付した参考資料のとおり、千葉地方法務局においては、地番情報を含む、不動産登記の受付帳を行政文書の開示の対象としている。

千葉地方法務局が国の機関であることから分かるとおり、国としては不動産登記情報を開示することが、個人の不利益やプライバシーの侵害になるものと考えていないし、私も国と同様に考える。

また、実施機関の弁明書では、この不動産登記受付帳について、工事の場所を記載したものではなく、本件と関係がないとされているが、そもそも関係がないとするならば、工事の場所と不動産登記等の情報を結び付けることを前提としていること自体、矛盾していると考ええる。

ウ 県内の他の各市が、同様の開示請求により、工事の場所を原則開示している。

実施機関の弁明書で反論があったとおり、他市はそれぞれの情報公開条

例に基づいて、開示決定をしており、その判断基準によって、開示の内容に差が生じるのは理解している。しかし、審査請求の際に添付した参考資料を見れば分かるように、工事の場所を開示することが一律に個人の不利益に当たると考えているのは浦安市のみである。

これらを踏まえて、個人の不利益に繋がらない工事の場所については、浦安市民を含む、国民、そして浦安市を支える建設業界の知る権利を守るためにも、一律不開示とすることはやめるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書及び口頭意見陳述による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条1項の規定により届出が義務付けられている第1号様式及び当該様式を届出した際に提出された工程表である。

2 不開示の理由について

(1) 不開示とした部分について

- ア 担当者に関する氏名並びに個人に関する氏名、印影、住所、電話番号、工事の名称及び工事の場所
- イ 工事の請負代金
- ウ 法人及び代表者の印影

(2) 条例の該当性について

ア 条例第7条第2号本文前段の該当性について

本件対象公文書記載の担当者に関する氏名並びに個人に関する氏名、印影、住所、電話番号、工事の名称及び工事の場所は、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができる情報（不動産登記情報等の情報により特定の個人を識別できるものを含む。）であり、同号ただし書きのいずれにも該当しないため（不動産登記又は建物滅失登記の有無については、把握しておらず、同号ただし書アの法令等の規定により公にされている情報とはいえない）、条例第7条第2号本文前段に該当する。

イ 条例第7条第3号アの該当性について

本件対象公文書の工事の請負代金は、法人の事業活動に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当する。

ウ 条例第7条第4号の該当性について

本件対象公文書の法人及び代表者の印影を開示することにより、偽造等の犯罪が容易になり、被害を被るおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。

(3) 弁明書による弁明の理由について

ア 本件対象公文書における「工事の場所」等の記載について

本件対象公文書の記載内容のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条1項の規定に基づき義務付けられている届け出を行う者は、「対象建設工事の発注者又は自主施工者」であり、届出書には「発注者又は自主施工者の氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)」などとして、届出者の氏名、郵便番号、住所、電話番号の情報が記載され、「工事の場所」には、解体工事等を行う場所の住居表示若しくは地番の情報が記載されている。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律においては、届出書の受理に際し、届出書に記載された「工事の場所」の建物及び土地の所有者を確認することは義務付けられておらず、また、不動産登記法による不動産登記や建物滅失登記の有無の確認も義務付けられておらず、処分庁において、届け出に際してこれらを逐一確認することは行わない。

イ 条例第7条第2号本文前段に規定される「個人情報」について

条例第7条第2号本文前段の規定は、基本的人権の尊重及び個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーに関する情報は不開示とする必要があるが、「プライバシー」という概念が法的にも社会通念上も必ずしも明確でないもとで、個人のプライバシーを最大限保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報並びに特定の個人を識別することはできないが、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報は不開示とするものであり、「個人に関する情報」とは、戸籍、身分に関する情報(氏名、性別、生年月日、本籍など)、財産、収入に関する情報(資産、所得など)、その他個人生活に関する情報(家庭状況、居住状況など)などである。

ウ 届出書に記載された「工事の場所」を一律不開示とする理由及びその妥当性について

届出書に記載された、建築物の解体工事等を行う場所である「工事の場所」の情報と他の法令等の規定により公にされている情報である不動産登記情報を照合した場合、この「工事の場所」に係り明らかにされていない、

解体工事等が行われる場所の土地建物の所有者である個人の住所、氏名が明らかになること、また、このように明らかになった個人の情報と届出書に記載されている解体工事等の元請業者等の情報を紐づけることで、当該個人が当該業者に対し工事を発注したことなど、公にされていない個人に関する情報が明らかになること、あるいは、「工事の場所」は、建築物の解体工事等に伴う届出であるということ、そして、「工事の場所」に係る土地建物の所有者が、必ずしも「対象建設工事の発注者又は自主施工者」とは一致しないことから、個人以外の届出書の「工事の場所」と当該不動産登記情報を紐づけることで明らかになる個人である土地所有者等が不動産登記法に基づき必要となる不動産登記や建物滅失登記を適切に行っていない、といった個人の不利益になる情報が明らかになることなど、届出書に記載された「工事の場所」は、上記イで述べた条例第7条第2号本文前段に該当する保護すべき個人に関する情報が含まれる蓋然性が高い。

なお、本件対象公文書の届出書は全21件あり、このうち、「発注者又は自主施工者」を確認すると、個人のもものが3件、個人以外のもものが18件となっているが、個人が「発注者又は自主施工者」である届出書3件について、当該情報と不動産登記情報を照合すると、全件において当該公文書中、不開示としている個人に関する氏名及び住所が特定されること、さらには、個人以外のもものが「発注者又は自主施工者」である届出書18件においても、情報を紐づけることにより個人が所有者となっていることが明らかになるものが含まれており、条例第7条第2号本文前段の個人に関する情報に該当する情報が含まれることが明らかである。

第5 審査会の判断

1 本件事案について

実施機関は、本件対象公文書の一部を条例第7条第2号本文前段、第3号ア及び第4号に該当するものとして、令和3年6月10日付で本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件審査請求を行った。他方、実施機関は、本件処分を妥当と主張している。

その後、審査請求人の代理人は、口頭意見陳述において、審査請求の趣旨の補正を行い、条例第7条第3号ア及び第4号該当性についての主張を取下げた。

当審査会は、審査請求人の代理人からの意見聴取及び実施機関の弁明等を踏まえ、本件対象公文書を見分した上で、本件処分のうち、審査請求人が開示すべきとする部分について検討した結果、次のとおり判断する。

2 条例第7条第2号本文前段の該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報と定めている。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

当審査会が審査請求人の代理人から聴取したところ、本件と同様の開示請求は、2019年8月頃から毎月行っており、対象となった公文書には「発注者又は自主施工者」が個人の場合と法人の場合（以下「法人発注者等という。」）があったが、本件処分の前月までは、法人発注者等の場合には「工事の場所」が開示されていたと主張する。

これを受けて、当審査会が実施機関から聴取したところ、審査請求人の代理人の主張どおり、本件処分の前月まで法人発注者等の場合には「工事の場所」を開示していたとのことである。しかしながら、その後、法人発注者等の場合であっても「工事の場所」については、不動産登記情報と照合することにより、個人情報に該当する蓋然性が高いと判断した上で、本件処分から一律に個人情報に該当するものとして処分を行ったとのことであった。

また、実施機関は、本件対象公文書について、審査請求が行われた後に不動産登記情報を取得した上で「工事の場所」と照合を行った結果、個人が「発注者又は自主施工者」である届出書については、全件で個人に関する氏名および住所が特定されること、さらに、個人以外のものが「発注者又は自主施工者」である届出書においても、情報を紐づけることにより個人が所有者となっていることが明らかになるものが含まれていることを主張している。

しかしながら、個人以外のものが「発注者又は自主施工者」である届出書において、情報を紐づけることにより個人が所有者となっていることが明らかになるものが「含まれて」いるということは、反面、「個人が所有者となっていること

が明らか」でないものもあることを含意しており、このことから、本件対象公文書のうち、「工事の場所」については、条例第7条第2号本文前段に規定する個人情報に該当しない部分も含まれていること、及び、上記照合の結果、実施機関もこれを認識していることは明らかである。

他方で、実施機関は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書の受理に際し、「工事の場所」の建物及び土地の所有者の確認、また不動産登記法による不動産登記や建物滅失登記の有無の確認は義務づけられておらず、これらを逐一確認することは行わないとも主張する。

しかし、本件は同法に基づく届出の事案ではなく、条例に基づく公文書開示請求であり、条例第7条第2号本文前段の該当性は、不動産登記情報の照会等、容易に行い得る調査の結果として判明する土地等の所有状況に基づいて判断すべきである。そうした調査を経ない段階で個人所有か否かが不明である場合に、実施機関において、個人所有である蓋然性が高いとして一律に個人所有の土地等であると認定し、全件を条例第7条第2号本文前段に該当すると判断することは適当ではない。

よって、本件処分のうち、「工事の場所」に係る部分を取り消し、本件開示請求に対し、改めて個人情報の該当性を判断した上で、開示決定等を行うべきである。

3 本件処分について

以上のことから、本件対象公文書につき、その一部を条例第7条第2号本文前段、第3号ア及び第4号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分には、条例第7条第2号本文前段に規定する個人情報に該当しないものが明らかに含まれていると認められるため、当該部分に係る処分を取り消し、本件開示請求に対し、改めて個人情報の該当性を判断した上で、開示決定等を行うべきであると判断する。